

中小・小規模企業の十分な賃上げによって
すそ野の広い賃上げを実現するために
我が国の下請取引の抜本的な適正化を求める要請

令和6年5月27日

令和6年3月26日

島 根 県

公正取引委員会は、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」や労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下、「労務費転嫁指針」という。）のフォローアップ調査などを実施されてきました。

この労務費転嫁指針が示されて以降、10社を超える企業に対して、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）に基づく勧告がなされており、適正な価格転嫁の実現に向け積極的に取り組まれているものと評価しています。

しかしながら、公正取引委員会による3月7日の勧告事案（以下、「勧告事案」という。）では、取引上の優越的地位にある大企業が、取引先の下請企業に支払額の減額を強要していたことが明らかになりましたが、その勧告内容は、コンプライアンスの徹底に向けた定期的な監査、研修の実施を求めるだけに留まっています。

また、勧告後に当該大企業が公表したコメントには、①減額分に利息を付して支払ったとの記述も、②指摘のあった期間以前に同様の行為はなかったとの記述も、③勧告事案にある下請企業以外に対しては同様の行為はなかったとの記述も、いずれもありません。

上記①、②及び③の記述のない事柄が、仮にそうでないとすれば、当該大企業は下請企業が今後の取引への影響を恐れて請求できないと見越して、利息と勧告対象以外の支払いを行っていないと見るべきであり、これは勧告を受けてもなお優越的地位を振りかざして下請企業を扱っていると評価せざるを得ません。

したがって、勧告以外の違反行為がなかったのか、また、違反行為に対する原状回復が十分に行われているのかについては明らかではないため、政府が当該大企業にさらに報告を求めて明らかにし、違反行為があれば是正を求めるべきと考えます。

岸田総理大臣は、3月13日の政労使会議において、「中小・小規模企業の十分な賃上げによって、すそ野の広い賃上げを実現することが大切」との認識から、「賃上げの流れを継続できるよう、あらゆる手を尽くしていく」とし、「下請法違反行為については、勧告を含め厳正に対処していく」と発言されています。

まさに中小・小規模企業に賃上げを波及させていくためには、中小・小規模企業が大企業に対して適切に価格転嫁できることが極めて重要であることを十分に理解されたものであり、高く評価するものであります。

これに対して、勧告事案の当該大企業に対する関係府省の対応は、不十分であり、「あらゆる手」を尽くしたとも、「厳正に対処」したとも言えません。

今回の勧告事案（下請法違反）がこのように軽微に扱われることは、同様の違反を行っていて未摘発の企業に「この程度で済む」という誤った認識を生み、違反を是正せずに継続することを助長し、「すそ野の広い賃上げを実現する」どころか、「阻害する」ものであり、早急に是正する必要があります。

については、中小・小規模企業が、大企業に対して適切に価格転嫁できる環境を整えていただくよう、下記のとおり要請します。

記

1. 法律違反によって下請企業が受けた不利益には、減額分の返還に法定利息を付すなど、厳格な原状回復が実現されるよう勧告や行政指導の内容を強化すること。
2. 法律違反行為のあった企業には、調査対象期間を可能な限り遡るとともに、すべての取引企業に調査対象を広げて、同様の違反行為がないか報告を求め、確認すること。
3. 法律違反行為のあった大企業には、全ての下請企業に対して労務費転嫁指針が守られていたかを確認するための特別調査を実施すること。
4. 岸田総理大臣の政労使会議での発言の趣旨が確実に実行されるよう、関係府省において、下請法、独占禁止法に基づく措置や行政指導を含め、可能なあらゆる手段を講じること。
その上で、現行法令で十分な対応ができなければ法令改正を行うこと。

令和6年5月27日

令和6年3月26日

島根県知事 丸山達也